

平成26年 9月定例会

河合町議会会議録

平成26年9月2日 開会

河合町議会

平成26年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	1
第 1 号（9月2日）	
○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	4
○出席議員.....	4
○欠席議員.....	4
○出席説明員.....	4
○欠席説明員.....	5
○議会事務局出席者.....	5
○開会の宣告.....	6
○開議の宣告.....	6
○町長のあいさつ.....	6
○会議録署名議員の指名.....	7
○会期の決定.....	7
○付議事件の一括提案理由の説明.....	8
○議案第37号の質疑、討論、採決.....	17
○議案第38号の質疑、討論、採決.....	18
○認定第10号の質疑、討論、採決.....	18
○議案第30号から議案第36号・諮問第1号から諮問第2の委員会付託.....	22
○認定第1号から認定第9号の委員会付託.....	22
○散会の宣告.....	24
○署名議員.....	25

河合町告示第11号

平成26年第3回（9月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年8月27日

河合町長 岡井 康徳

1 期 日 平成26年 9月 2日

2 場 所 河合町議会議場

平成 2 6 年 9 月 2 日 (火曜日)

(第 1 号)

平成26年第3回(9月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成26年9月2日(火)午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第37号 河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第38号 河合町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 5 認定第10号 平成25年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
(別冊)
- 日程第 6 議案第30号 平成26年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 7 議案第31号 平成26年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第32号 平成26年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算に
ついて
- 日程第 9 議案第33号 平成26年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第34号 平成26年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予
算について
- 日程第11 議案第35号 平成26年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第36号 平成26年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算につ
いて
- 日程第13 諮問第1号 異議申立てに対する決定について
- 日程第14 諮問第2号 異議申立てに対する決定について
- 日程第15 認定第1号 平成25年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について(別冊)
- 日程第16 認定第2号 平成25年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて(別冊)
- 日程第17 認定第3号 平成25年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認
定について(別冊)
- 日程第18 認定第4号 平成25年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決

算認定について（別冊）

日程第 19 認定第 5 号 平成 25 年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）

日程第 20 認定第 6 号 平成 25 年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）

日程第 21 認定第 7 号 平成 25 年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）

日程第 22 認定第 8 号 平成 25 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）

日程第 23 認定第 9 号 平成 25 年度河合町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について（別冊）

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 23 まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

1 番 馬 場 千恵子	2 番 杵 本 光 清
3 番 吉 村 幸 訓	4 番 岡 田 康 則
5 番 森 尾 和 正	6 番 池 原 真智子
7 番 西 村 潔	8 番 疋 田 俊 文
9 番 谷 本 昌 弘	10 番 中 尾 伊佐男
11 番 岡 井 誠 也	12 番 辻 井 賢 治
13 番 弓 戸 猛	

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した者

町 長 岡 井 康 徳 副 町 長 藤 岡 和 成

教 育 長	竹 林 信 也	総 務 部 長	竹 田 裕 昭
福 祉 部 長	中 尾 博 幸	住 民 生 活 部 長	梅 本 英 則
ま ち づ く り 推 進 部 長	東 正 次	教 育 部 長	井 筒 匠
総 務 部 次 長	澤 井 昭 仁	総 務 部 次 長	福 井 敏 夫
ま ち づ く り 推 進 部 次 長	堀 内 伸 浩	総 務 課 長	木 村 光 弘
税 務 課 長	岡 田 昌 浩	安 心 安 全 推 進 課 長	森 嶋 雅 也
住 民 福 祉 課 長	門 口 光 男	福 祉 政 策 課 長	辰 巳 環
社 会 福 祉 協 議 会 課 長	上 村 豊	保 健 ス ポ ー ツ 課 長	梅 野 修 治
特 命 担 当	山 本 孝 典	住 民 生 活 課 長	西 浦 清 繁
環 境 衛 生 課 長	斉 藤 幸 美	ま ち づ く り 推 進 課 長	中 山 雅 至
上 下 水 道 課 長	石 田 英 毅	教 育 総 務 課 長	杉 本 正 範
生 涯 学 習 課 長	上 村 欣 也		

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局 長 御 興 善 弘 主 査 堀 内 一 憲

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第11号をもって平成26年第3回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成26年第3回定例会は成立しましたので開会します。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

本日平成26年第3回定例会を召集いたしましたところ、全員元気におそろいをいただきまして大変ご苦労様です。

本日上程をさせていただきます議案第30号から議案第38号の9議案と、認定1号から認定10号の10認定、諮問1・2号の2諮問、合計21案件を上程させていただいております。後ほど副町長のほうから議案の説明を申し上げます。これから、イベント等々色々がございます、皆様方にもご協力を賜って河合の町のPRあるいは、活性化にお力添えいただければありがたいなという思いでございます。どうぞ体調に留意されまして元気で取り組みいただきますことをお願い申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、6番、池原真智子議員、9番、谷本昌弘議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2 会期の決定を議題とします。

8月27日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、池原真智子議会運営委員長より会期等について報告願います。

○6番（池原真智子） 議長。

○議長（疋田俊文） 池原委員長。

○6番（池原真智子） 去る8月27日及び本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日9月2日より9月11日までの10日間といたします。

本日の議事日程につきましては、議案第30号から第38号の9議案、認定第1号から第10号の10認定、諮問第1号、第2号の2諮問を本日一括上程し逐条審議いたします。

なお、一般質問につきましては、9月10日に本会議を再開し、受付順位で行いたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日2日より11日までの10日間と決定します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より議案第30号より第38号までの9議案、認定第1号より第10号の10認定、諮問第1号、第2号の2諮問について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（藤岡和成） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、副町長。

（副町長 藤岡和成 登壇）

○副町長（藤岡和成） それでは、平成26年9月定例議会に上程致されました、議案第30号から議案第38号までの9議案、認定第1号から認定第10号までの10認定、諮問第1号から諮問第2号までの2諮問、合計21案件につきまして、順次ご説明を致します。

議案第30号 平成26年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億6,467万7,000円を追加し、予算総額を62億4,009万2,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費では、1億537万9,000円の増額で、内容につきましては、財源調整による財政調整基金費の増額となっております。

3款民生費、1項社会福祉費では1,218万8,000円の増額で、内容につきましては、人権施策費で西穴間共同浴場給湯管の補修が緊急に必要となったため100万円の増額となっております。

障害福祉費では、精神障害者に対する助成対象拡充による医療給付費、システム改修費等の増額で、従来は精神科の通院医療に係る自己負担額を対象に助成してまいりましたが、平成26年10月から、すべての診療科の通院、入院医療の自己負担額が助成対象となることから、1,118万8,000円の増額となっております。

次に、6款農林商工費、1項農業費では2,807万8,000円の増額で、内容につきましては、被災農業者支援事業費で、本町の特産品のぶどうのビニールハウス及び棚等が今年2月の大雪により倒壊したことから、国と県の補助事業として、撤去及び再建に係る費用の一部を助成するための増額となっております。

7款土木費、2項道路橋梁費では1,100万円の増額で、内容につきましては、不毛田川に

放流している川合地区の既設排水管の一部が民地に埋設されていることで、平成 24 年度から地元総代・土地所有者と協議を行ってまいりましたが、今回、改修について同意を得ることが出来たため、排水路改修工事費の増額となっております。

同じく、5 項住宅費では 600 万円の増額で、内容につきましては、町営住宅等の維持補修費の増額となっております。

8 款消防費、1 項消防費では 238 万 3,000 円の増額で、内容につきましては、非常備消防費で消防団員退職報償金 138 万 3,000 円の増額となっております。

消防施設費では、J-A L E R T 全国瞬時警報システムでございますけれども自動起動機改修費 100 万円の増額となっております。

12 款諸支出金、2 項特別会計繰出金では 35 万 1,000 円の減額で、内容につきましては、財源調整による減額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6 ページをお開き願います。

13 款国庫支出金、2 項国庫補助金で 2,024 万 3,000 円の増額

14 款県支出金、2 項県補助金で 950 万 4,000 円の増額

18 款繰越金、1 項繰越金で 1 億 3,380 万 2,000 円の増額

19 款諸収入、4 項雑入で 112 万 8,000 円の増額となっております。

以上、歳入歳出 1 億 6,467 万 7,000 円の増額補正となっております。

議案第 31 号 平成 26 年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 2,894 万 3,000 円を追加し、予算総額を 24 億 5,794 万 3,000 円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を申し上げます。8 ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費では、5,500 万円の増額で、内容につきましては、財源調整による国民健康保険財政調整基金費の増額となっております。

次に、2 款保険給付費、1 項療養諸費では、補正額の増減はなく、財源の振替のみとなっております。

4 款介護納付金、1 項介護納付金では 473 万円の減額で、額の確定に伴う減額となっております。

11 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等では、2,110 万 9,000 円の減額で、これにつきましても額の確定に伴う減額となっております。

12 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等では、21 万 8,000 円の減額で、額の

確定に伴う減額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税で1,000万9,000円の減額。

2款国庫支出金、1項国庫負担金で826万7,000円の減額。

同じく、2項国庫補助金で2,016万8,000円の減額。

4款県支出金、1項県補助金で154万9,000円の減額。

7款繰越金、1項繰越金で6,893万6,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出2,894万3,000円の増額補正となっております。

議案第32号 平成26年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてで、
ございます。

このことにつきましては、歳入歳出予算に増減はなく、歳入予算の財源振替のみとなっております。

議案第33号 平成26年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ59万7,000円を減額し、予算総額を7億540万3,000円とするものでございます。

第2条「地方債の補正」につきましては、3ページをお開き願います。

このことにつきましては、資本費平準化債の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を1億7,710万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を申し上げます。10ページをお開き願います。

2款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費では、59万7,000円の減額で、内容につきましては、下水道長寿命化計画事業費不用額を減額するものであります。

4款公債費、1項公債費では、補正額の増減はなく、財源の振替のみとなっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8ページをお開き願います。

1款使用料及び手数料、2項手数料で10万3,000円の増額。

6款繰越金、1項繰越金で100万円の減額。

7款町債、1項町債で30万円の増額となっております。

以上、歳入歳出予算59万7,000円の減額補正となっております。

議案第34号 平成26年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算についてで
ございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ120万円

を追加し、予算総額を 480 万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を申し上げます。8 ページをお開き願います。

1 款下水道費、1 項下水道整備費では、120 万円の増額で、内容につきましては、水洗便所改造資金貸付基金への積立金を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明致します。6 ページをお開き願います。

1 款繰入金、1 項繰入金で 277 万円の減額。

3 款繰越金、1 項繰越金で 397 万円の増額となっております。

以上、歳入歳出 120 万円の増額補正となっております。

議案第 35 号 平成 26 年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ 685 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 16 億 3,785 万 7,000 円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8 ページをお開き願います。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金では 685 万 7,000 円の増額で、平成 25 年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算に伴う、償還金の増額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6 ページをお開き願います。

7 款繰入金、2 項基金繰入金で 685 万 7,000 円の増額となっております。

以上、歳入歳出 685 万 7,000 円の増額補正となっております。

議案第 36 号 平成 26 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 8 万 2,000 円を追加し、予算総額を 2 億 8,308 万 2,000 円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を申し上げます。8 ページをお開き願います。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金では 8 万 2,000 円の増額で、平成 25 年度分に係る被保険者からの納付金未払い分を、負担金として広域連合に納付することに伴う増額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6 ページをお開き願います。

5 款繰越金、1 項繰越金で 8 万 2,000 円の増額となっております。

以上、歳入歳出 8 万 2,000 円の増額補正となっております。

議案第 37 号 河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例についてでござい

ございます。

このことにつきましては、「次代の社会を担うこどもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が平成 26 年 4 月 23 日に公布されたことに伴い本条例の一部を改正するものでございます。

今回改正致します内容は、引用している法律の名称が「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へ改称し、助成要件である「配偶者のない男子」の定義の条文引用部分を変更することに伴うものです。

この条例は平成 26 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 38 号 河合町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」が平成 25 年 12 月 13 日に公布されたことに伴い本条例の一部を改正するものでございます。

今回改正致します内容は、引用している法律の名称が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」から「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」へ改称されたことに伴うものでございます。

この条例は平成 26 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

次に、認定第 1 号から認定第 9 号につきましては、平成 25 年度各会計の歳入歳出決算認定についてで、ございます。

認定第 1 号から認定第 8 号までの、一般会計並びに 7 特別会計の歳入歳出決算認定につきましては、「地方自治法第 233 条第 3 項」の規定により、また、認定第 9 号、水道事業会計決算認定につきましては「地方公営企業法第 30 条第 4 項」の規定により、それぞれ監査委員の意見書を附して、議会の認定を求めるものでございます。

配布致しております「平成 25 年度・主要な施策の成果」を基に説明をさせていただきたいと思っております。

認定第 1 号 平成 25 年度河合町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

「主要な施策の成果」の 13 ページをお開き願います。

下段の表のとおり、歳入総額は 91 億 2,668 万 6,057 円となり、対前年度比 45.3%の増、金額で 28 億 4,663 万 4,729 円の増額となっております。

歳出総額につきましては、89 億 5,220 万 906 円となり、対前年度比 42.8%の増、金額で

26億8,273万9,584円の増額となっております。

歳入面では、主要自主財源である町税のうち個人住民税は、2,803万9,000円、2.5%の減額、法人住民税が町内主要法人の業績悪化などにより2,677万2,000円、25.5%の減額となっております。一方たばこ税が税率改正で1,436万6,000円、14.8%増額となっております。町税総額では前年度に比べて3,694万7,000円、1.7%の減額となっております。

また、地方交付税は、町税の減収による基準財政収入額の減少や、新設された「地域の元気づくり推進費」で、本町の人件費の削減等が反映され基準財政需要額が増加したことなどで、臨時財政対策債を含む実質の地方交付税総額で6,980万7,000円、3.1%の増額となっております。

歳出面では、補助費等が土地開発公社の解散に伴う補償金の増などにより前年度に比べて28億2,748万8,000円、345.9%増額となっております。

物件費は、緊急雇用創出事業による賃金増、各種業務システム更新経費増などにより、2,551万8,000円、3.2%の増額。

扶助費は、障害者自立支援給付費、私立保育所委託措置費の増加などにより2,382万円3.4%増額となっております。

また、普通建設事業費は、第二小学校の耐震補強事業の完了などにより、前年度に比べて1億1,035万3,000円、26.5%の減額となっております。

公債費は、償還の完了や年度間の公債費適正化の実施などで、3,388万1,000円、3.3%の減額となっております。

繰出金は、下水道施設耐震化分減による下水道事業特別会計繰出金の減、システム関連経費減による国民健康保険特別会計繰出金の減などにより、2,855万3,000円、4.3%の減額となっております。

以上の結果、実質収支は1億5,721万7,151円の黒字決算となっております。

次に、同じく主要な施策の成果の104ページから105ページをお開き願います。

この表は、一般会計歳入款別決算一覧表となっております。

105ページの右端は、総収入に対する款別割合を明記しており「町税23.2%」「地方交付税21.9%」合計45.1%となっており、町の主要な収入項目となっております。

次に、106ページから107ページをお開き願います。

この表は、歳出の款別決算一覧表で右端は総支出に対する款別割合を明記しており、「総務費42.8%」と最も多く、続いて「民生費20.2%」「公債費11.0%」の順となっております。

す。

続きまして、114 ページから 115 ページをお開き願います。

この表につきましては、歳出性質別款別内訳表となっており、下段の合計欄のとおり「扶助費、補助費等 48.9%」「人件費 18.8%」「公債費 11.0%」の順となっております。

なお、15 ページから 78 ページまでは、一般会計の主要な施策の成果を記載しておりますので、参照していただきたいと思ひます。

認定第 2 号 平成 25 年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

79 ページをお開き願います。

下段の表のとおり、歳入総額 23 億 4,591 万 5,969 円で対前年度比 3.1%の増となっております。

歳出総額は 22 億 7,698 万 242 円で、対前年度比 5.7%の増でございます。実質収支は 6,893 万 5,727 円の黒字決算となっております。

80 ページ、81 ページには保険税の収納状況、給付状況等を記載しておりますのでご参照いただければと思ひます。

認定第 3 号 平成 25 年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

83 ページをお開き願います。

歳入総額 0 円、歳出総額 469 万 7,500 円、差引実質収支は 469 万 7,500 円の赤字決算となり、翌年度繰上充用金で補填いたしております。

認定第 4 号 平成 25 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

85 ページをお開き願います。

歳入総額 1,096 万 9,437 円、歳出総額 1,060 万 7,925 円、差引実質収支は 36 万 1,512 円となっております。

認定第 5 号 平成 25 年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

87 ページをお開き願います。

歳入総額 7 億 2,553 万 8,758 円、歳出総額 7 億 2,543 万 9,758 円、実質収支は 0 円となっております。主な事業実績は 88 ページ以降に記載しております。よろしくお願ひいた

します。

認定第6号 平成25年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

91ページをお開き願います。

歳入総額423万円、歳出総額26万円、差引実質収支は397万円の黒字決算となっております。

貸付状況は92ページに記載しております。

認定第7号 平成25年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

93ページをお開き願います。

保険事業勘定では、歳入総額13億9,615万3,292円、歳出総額13億9,615万3,292円、差引実質収支は0となっております。94ページ以降に保険料の収納状況、給付状況等を記載しております。

同じく、介護サービス事業勘定についてでございます。

97ページをお開き願います。

歳入総額2,940万156円、歳出総額4,528万3,345円、差引実質収支は1,588万3,189円の赤字決算となり、翌年度繰上充用金で補填いたしております。

98ページに事業概要を記載しております。

認定第8号 平成25年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

99ページをお開き願います。

歳入総額2億6,845万4,539円、歳出総額2億6,837万2,839円、差引実質収支は8万1,700円となっております。

支出状況は100ページに記載いたしております。

認定第9号 平成25年度河合町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてでございます。

別冊で配布致しております「河合町水道事業会計決算書」をご参照いただきたいと思います。

まず1ページをお開き願いたいと思います。

収益的収入及び支出につきましては、収入総額5億8,008万837円、支出総額5億1,889

万 5,606 円、差引実質収支は 6,118 万 5,231 円の黒字決算となっております。

次に、決算書の 3 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出につきましては、収入総額 0 円、支出総額 3,700 万 9,147 円、差引実質収支は 3,700 万 9,147 円の赤字決算となっております。

また、8 ページに河合町水道事業欠損金処理計算書を、11 ページ以降には事業報告書、工事概要、給水人口及び配水量等を記載しておりますので、参照していただきたいと思ます。

認定第 10 号 平成 25 年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

このことにつきましては、西和消防組合が解散となり、4 月 1 日からは、新たに、奈良県広域消防組合として事務を継承していますが、平成 26 年 3 月 31 日をもって打ち切られた平成 25 年度の西和消防組合の決算については、地方自治法第 292 条において準用する地方自治法施行令第 5 条第 3 項の規定に基づき、構成 7 町による決算の認定を受ける事になりましたのでよろしくお願いたします。

平成 25 年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算書 21 ページをお開き願います。

歳入総額 22 億 1,390 万 9,000 円、歳出総額 21 億 642 万 5,000 円、差引実質収支は 1 億 748 万 4,000 千円の黒字決算となっております。

主な事業実績は、「主要な施策の成果」及び「参考資料」に記載しておりますので、参照していただきたいと思ます。

諮問第 1 号 異議申し立てに対する決定についてでございます。

このことにつきましては、平成 24 年 8 月 30 日及び 31 日の 2 日間に渡り、本町が実施した町道現状回復に係る行政代執行の費用 28 万 6,650 円について、債務者からの納付が無いため平成 26 年 7 月 14 日付けで督促を実施いたしましたところ、行政不服審査法第 6 条に基づき異議申し立てが提起されたため、当該異議申し立てに対し、同法第 47 条第 2 項の規定に基づき棄却の決定を行うにあたり地方自治法第 231 条の 3 第 7 項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

諮問第 2 号 異議申し立てに対する決定についてでございます。

このことにつきましては、平成 24 年 8 月 30 日及び 31 日の 2 日間に渡り、本町が実施した町道現状回復に係る行政代執行の費用 28 万 6,650 円について、債務者からの納付が無いため平成 26 年 7 月 14 日付けで督促を実施いたしましたところ、行政不服審査法第 6 条に基づき異議申し立てが提起されたため、当該異議申し立てに対し、同法第 47 条第 1 項の規定

に基づき却下の決定を行うにあたり地方自治法第 231 条の 3 第 7 項の規定に基づき議会の意見を求めるものです。

以上、上程致されました 21 案件の説明をさせていただきました。

よろしく、ご審議賜りご決定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わりたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 40 分

再開 午前 10 時 51 分

◎議案第 37 号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 再開します。

日程第 3 議案第 37 号 河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、議案第 37 号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第 37 号 河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4、議案第38号 河合町営住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、議案第38号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第38号 河合町営住宅管理条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎認定第10号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第5、認定第10号 平成25年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 若干の質問をしたいと思います。答弁が2回ということですので少しまとめますけどお願いいたします。一般会計、歳入歳出のところですけども、歳入のところ

で計上されている分から、基金の還付金を引いた差額あるわけですが、その還付金の金額の根拠、それぞれ7町に還付されてるんですけども、河合町は5,898万3,052円で事ですけども、その金額の根拠についてお願いしたいと思います。それと、決算書の12ページのところですけども、黒字になった分ですねその分を広域の消防の特別会計に引き継がれると言うことですけども、消防の黒字になっているにもかかわらず今年度、26年度に河合町が広域消防の方に分担金として払っている金額について平成24年25年って下がっているんですけど、今回26年度は増えてるといふか、高くなっているのはどうしてかと言うのと、分担金の増加分ですけども、河合町は平成25年と26年を比べますと1,700万円ほど増額になっているんです。その他の7町のある所と比較してみますと、増加分が河合町よりも少ない金額になっているって所があって、その分担金を決める基準って言うか根拠は何か疑問だったのでそれについてもお聞きしたいと思います。それと13ページ、14ページでそれぞれ総務管理費と消防費のところでは、総務管理費のところでは退職手当の負担金のところの不用額、それと消防費のところでも退職手当負担金の不用額それと管理職手当の不用額についてご説明をお願いしたいと思います。それと、組合債なんですけどもこれについての償還方法は今後どういうふうになっていくのかというのもお聞きしたいと思います。それと、主な施策の成果なんですけど今までの西和消防において、西和消防はハード面でも100%充足していた。人員については若干少なめでしたけどもほとんど、充足している状況でした。その職員の研修においても熱心に研修をされていて有能な職員の育成にかなり力を入れてきたかと思うんですけど、そういった職員の配属は広域になって他の地域に行ってしまうのではないかと心配があります。それについてはどうでしょうか。それと一人暮らしの高齢者の訪問宅と言うことで消防の方が訪問してもらってるんですけども、それについて、どんな風な指導や注意をされていて一人暮らしの所で何軒くらいというか一人暮らしの何%ぐらいの所に訪問ができていたのか、それとこういった良い施策は今後も引き継がれていくのかもお聞きしたいと思います。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（疋田俊文） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） まず、還付金の根拠でございますが、基金還付金につきましては昭和52年の発足から平成25年度分の各町の分担金の総額を構成町ごとの負担総額で割り按分率としてございます。次に、分担金の根拠でございますが、前年度の交付税算定にかかる消防費基準財政需要額の概ね60%を基準としてございます。年度により多少の増減が

あります。平成25年度につきましては61%で2億565万2,000円となっております。退職手当の負担金というご質問でございますが、退職手当でございますが、退職手当組合への掛け金は自己都合分による金額をベースとしております。定年退職者がございますと、その差額を特別負担分として追加で支払う必要がございます。今回3月31日時点で退職者がございましたのでその時点で、本来特別負担金っていうかたちで支払うんですけども打ち切り決算の関係で、次年度以降に持ち越されておりますので、その分は不用額というかたちで処理されております。続きまして、組合債の償還方法でございますが、ちょっと資料がございませんのでそれにつきましては、後日お示しをしたいと思います。ご理解いただきたいと思っております。西和の人員ということでございますが、現在は総務部門のみ広域消防に派遣されてございます。現場の職員さんはまだ、自賄いということで西和消防の中で配属されますので、そういった心配は無いと考えております。続きまして、高齢者の一人暮らしの訪問でございますが、これもちょっと資料の方ございませんのでその辺りは後日お示しをしたいと思います。ただ、今後も引き続いてその施策は続いていくと考えております。以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 退職手当の分なんですけども。実際に退職者が何名かおられるということで、資料等を書いてましたけども、退職金とうのはだいたい退職された時点で、支払われるという形になると思うんですけども、それが3月末で打ち切りっていう事でその退職金が後日になるって言うようなこともありえるんですか。それと、今回の決算なんですけども、決算書示してもらってるんですけど、西和消防の決算書ってのは今までで初めて、こういう機会がないと手元には来ないってような内容だったので十分なかなか理解しにくかったんですけども、すごく分かりにくくて広域消防になって決算が行われて今後、どんなふうに進めて行くのかという各町の経費負担も含めて、住民の財産と命を守る事業ですのでそういった事についても広域消防のところできっちり決算についても説明する機会を設けるべきでなかったのではいかって思います。それと今後の具体的な事と併せてこれを示してもらわないと、なかなかわかりにくい点があるので、ちょっと理解に苦しむ所がありました。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（疋田俊文） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 退職手当でございますが、当然本人さんには3月31日時点

でお支払いをしております。今回不用額とさせていただいておりますのは、総合事務組合への掛け金を25年度では支払わずに26年度の西和特別会計の方で再計上して支払っているという形をとらせていただいております。広域化後の色々な議論でございますが、奈良県広域消防組合議会25名の議員さんがおられますのでそちらの方で引き続いて色々な課題、施策等審議されるものと考えております。以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○7番（西村 潔） はい。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○7番（西村 潔） 一点だけ技術的な質問させていただきますけども。まず一つは財政調整基金のあり方なんですけどね、一応決算書ではこの決算の時点では残高0と言うことになってます。この23ページでは前年度の末現在5億7,672万4,203円と決算年度の増減はマイナス同じ額。ということなんです。その収入の方の繰入で財政調整基金繰入金こうずっと出ています。それから歳出の方で、基金費の計上があるわけですね、これについてはちょっと私もよくわからないので、トータル的に説明お願いしたいと思いますけど。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（疋田俊文） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 23ページの財政調整基金の前年度末現在高5億7,672万4,203円に運用利息を加えた金額から当初予算に計上している繰入金7,450万円及び、起債の繰上償還を差し引いた金額4億3,581万4,405円を構成7町に還付し、基金残高が0となっております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「ありません」と言う者あり）

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、認定第10号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 賛成多数であります。

よって、認定第10号 平成25年度西和消防組合一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

◎議案第30号から議案第36号・諮問第1号から諮問第2号の委員会
付託

○議長（疋田俊文） 日程第6、議案第30号、日程第7、議案第31号、日程第8、議案第32号、日程第9、議案第33号、日程第10、議案第34号、日程第11、議案第35号、日程第12、議案第36号、日程第13、諮問第1号、日程第14、諮問第2号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
報告します。

議案第30号を総務常任委員会に付託します。

議案第31号、議案第35号、議案第36号を厚生常任委員会に付託します。

議案第32号、議案第33号、議案第34号、諮問第1号、諮問第2号を経済建設常任委員会に付託します。

◎認定第1号から認定第9号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第15、認定第1号、日程第16、認定第2号、日程第17、認定第3号、日程第18、認定第4号、日程第19、認定第5号、日程第20、認定第6号、日程第21、認定第7号、日程第22、認定第8号、日程第23、認定第9号までの審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
報告します。

特別委員会を設置します。委員会の名称は決算審査特別委員会とします。

ただいま、設置しました委員会の委員数及び委員の選任についてはどのようにしたらよろしいかお諮りいたします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 9 分

再開 午前 11 時 14 分

○議長（疋田俊文） 再開します。

委員は5名とします。委員の選任の結果を報告します。

決算審査特別委員会の委員には、杵本議員、馬場議員、岡井議員、吉村議員、西村議員以上の5名とします。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 18 分

○議長（疋田俊文） 再開します。

互選の結果を報告します。

決算審査特別委員会の委員長には岡井誠也議員、同副委員長には吉村幸訓議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思いますがお異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とします。

散会 午前11時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 池 原 真 智 子

署 名 議 員 谷 本 昌 弘